

環境農林水産常任委員会資料

令和8年7月23日

農政水産部

○その他報告事項

I 農地の集積と集約化について

3-9

II 食料システム法の概要等について

10-14

I 農地の集積と集約化について

1 農地の集積と集約化

担い手農地対策課

- 持続的な農業構造や経営体の規模拡大を実現するため、認定農業者等の担い手への**農地集積**を推進。
- 今後は、担い手への農地集積とともに、生産性の高い農業を展開するため、**農地の集約や区画の拡大**等の取組を強化することが重要。

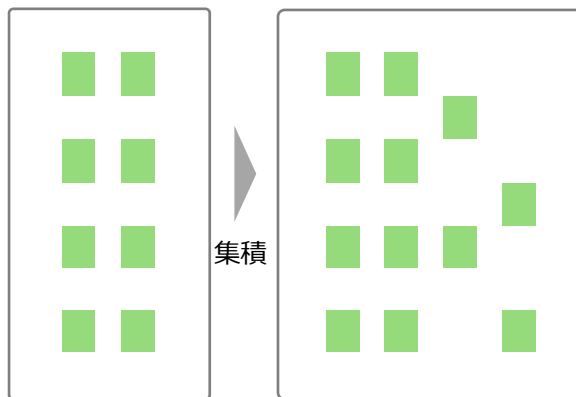
集 積

担い手が、農地を所有又は借り受けることにより、経営面積等を拡大すること

担い手に農地を集積する

耕作者 A の面積が80a

120aに拡大

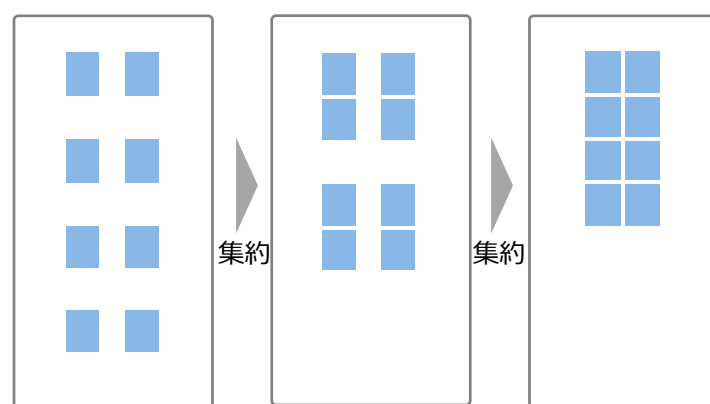


集約化

農地の分散を解消することで農作業の効率化を図ること

農地を近くに集め、集約する

農地の交換などにより農地を近くに集める



I 農地の集積と集約化について

2 農地の貸し借りに関わる制度

農地法	基盤法 (農業経営基盤強化促進法)	バンク法 (農地中間管理事業の推進に関する法律)
○農地の権利移動の許可制度や農地転用許可等を定めた法律 ○農業委員会の許可により、農地の貸し借りをを行う (制定：昭和27年)	○効率的かつ安定的な農業経営を育成し、<u>農地の集積</u>や<u>担い手の確保等</u>を推進する法律 ○<u>市町村の公告</u>により農地の貸し借りをを行う (制定：昭和55年)	○農地中間管理機構を介して農地を貸し付けることで、<u>集積・集約</u>を促し、<u>生産性向上</u>を図る法律 ○<u>県知事の認可・公告</u>により農地の貸し借りをを行う (制定：平成25年)
農地の出し手と受け手の <u>相対</u> による貸し借り		農地バンクを経由した貸し借り

【 近年の大きな変化 】

- 令和5年4月、改正**農業経営基盤強化促進法（基盤法）**が施行され、市町村において、令和7年3月までに、地域農業の将来像を描いた「**地域計画**」の**策定が法定化**
- 令和7年3月末までに、県内**791地区**で策定
- 地域計画策定以降、**基盤法**による農地貸借の方法が廃止され、農地法とバンク法の2つになった

今後、地域計画も踏まえながら、農地の集積・集約化を進める

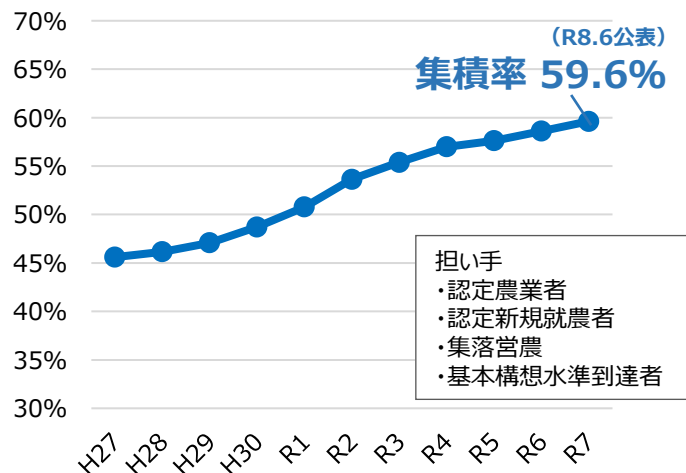
I 農地の集積と集約化について

3 担い手への集積率の状況

$$\text{担い手への農地集積率} = \text{担い手への農地集積面積} \div \text{耕地面積} \times 100$$

担い手への集積率（％）

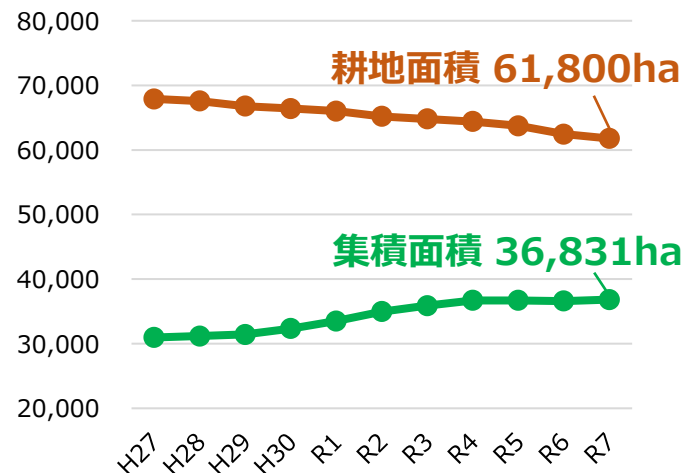
- ・集積率は上昇



※出典：農地中間管理機構の実績等に関する資料（農林水産省）

耕地面積と担い手への集積面積（ha）

- ・耕地面積は減少
- ・担い手への集積面積は増加から横ばい



R7年度末の集積率は、**全国で11位、九州で2番目の高さ**
しかし、担い手への集積面積は**近年横ばい**

農地を遊休化させず、担い手の規模拡大を実現するためにも
生産性向上に繋がる「集約化」が重要

4 集約化を進めるための取組強化

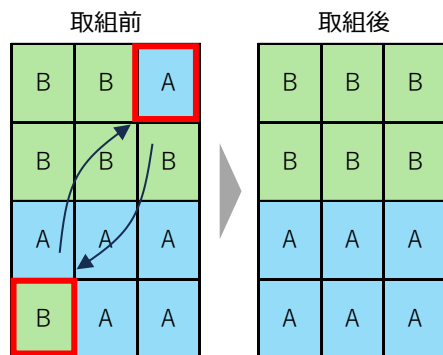
- 今年度から、集約化を重点的に支援する「**集約化重点支援地区**」を26カ所設置
- 県・市町村・農業委員会・農地バンク等の農地・基盤整備部門等で**支援チーム**を設置し、集約化の事例創出と地域への波及効果を狙う
- **畦畔除去等の簡易な基盤整備**による農地の区画拡大を推進

【集約化重点支援地区で実施する3つの取組】

パターン①

農地の交換

複数の耕作者同士で、お互いの農地を交換し、自作の農地を近くに集める

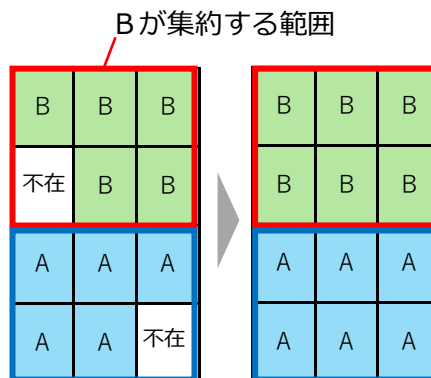


AとBの農地を交換

パターン②

範囲の設定

将来集約する範囲を決め、離農等で耕作者が不在になった時に、農地を引き受ける

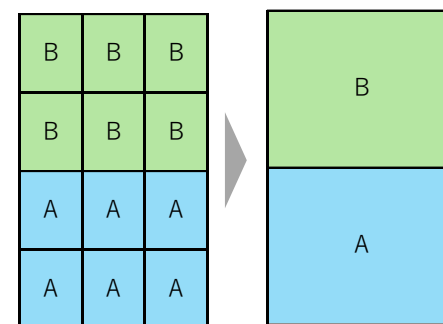


Aが集約する範囲

パターン③

区画の拡大

隣接している自作の農地の畦畔を除去し、区画を拡大



畦畔を除去

5 具体的な取組事例

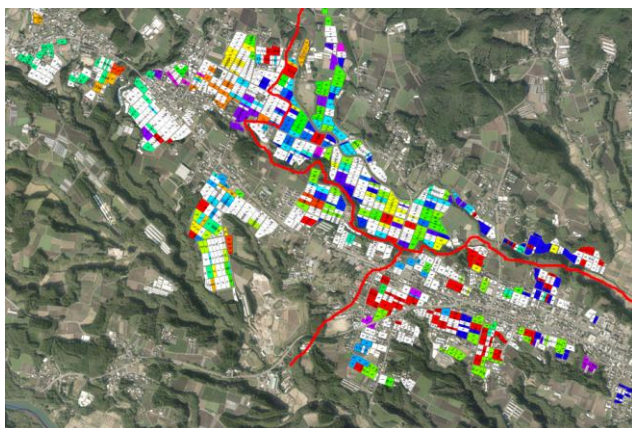
(1) 集約する範囲の設定と農地の交換

小林市の集約化重点支援地区では、耕作者の「**将来農地を集約したい範囲**」を定め、その範囲に基づいた農地の受け入れや、交換を進めることで、**規模拡大や集約による生産性向上**を目指す。

【チーム構成員】小林市、農業委員会、農業振興公社（駐在員）、土地改良区、県振興局（農地部門、基盤整備部門）

4～7月

- 面積1ha以上の耕作者を抽出（約30名）
- 水田台帳等の農地データを収集し地図を作成
- 農業委員や土地改良区の理事に対し、取組の概要や役割等について説明



【耕作者毎に色分けした地図】

8～11月

- 対象者に対し、現耕作地及び集約したい範囲の聞き取り（8月下旬予定）
- 関係機関による耕作者間の集約したい範囲の調整

12月以降

- 耕作者毎の「集約したい範囲」の合意形成
- 作成した地図をもとに、農地の引き受け、交換を実施



【農業委員や土地改良区の理事に説明する様子】

I 農地の集積と集約化について

(2) 畦畔除去等による区画の拡大

活用事業：県単農地集約化基盤整備事業（令和7年度 都城市）

整備状況：整備前＝農地 **2枚（17a, 34a）** ⇒ 整備後＝農地 **1枚（51a）**

事業内容：整地工＝51a（畦畔除去含む）

：助成額＝51万円（標準施工費の1/2を県が助成）

※標準施工費：標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した費用



【整備前】



【整備後】

畦畔除去の施工状況



【畦畔除去前】



【施工状況】



【畦畔除去後】

今後は、「大区画化等加速化支援事業（R7国創設）」も活用し、更なる加速化
農政水産部

I 農地の集積と集約化について

【参考】大区画化等加速化支援事業の概要

- ・ **支援内容**

ほ場の区画拡大に向けた畦畔除去等、
農業者が自ら行う簡易な基盤整備に対し助成（定額単価を上限）

- ・ **事業実施要件**

- ①地域計画策定エリア内の農振農用地
- ②農地の区画拡大を図ること

- ・ **事業の流れ**



※県内26市町村を含む関係機関を構成員とし、R8.3.27設立
（事務局：宮崎県土地改良事業団体連合会）

- ・ **事業活用によるメリット（従来の取組との違い）**

	従来のほ場整備事業（県営の例）	【新事業】大区画化等加速化支援事業
面積要件	あり（20ha以上）	なし
事業採択までの期間	長い（5年程度）	短い（1年程度）
事業実施期間	長い（平均10～15年程度）	短い（1年～3年程度）
農業者負担金	大	小
市町村の予算措置	要	不要

- ・ **事業期間**

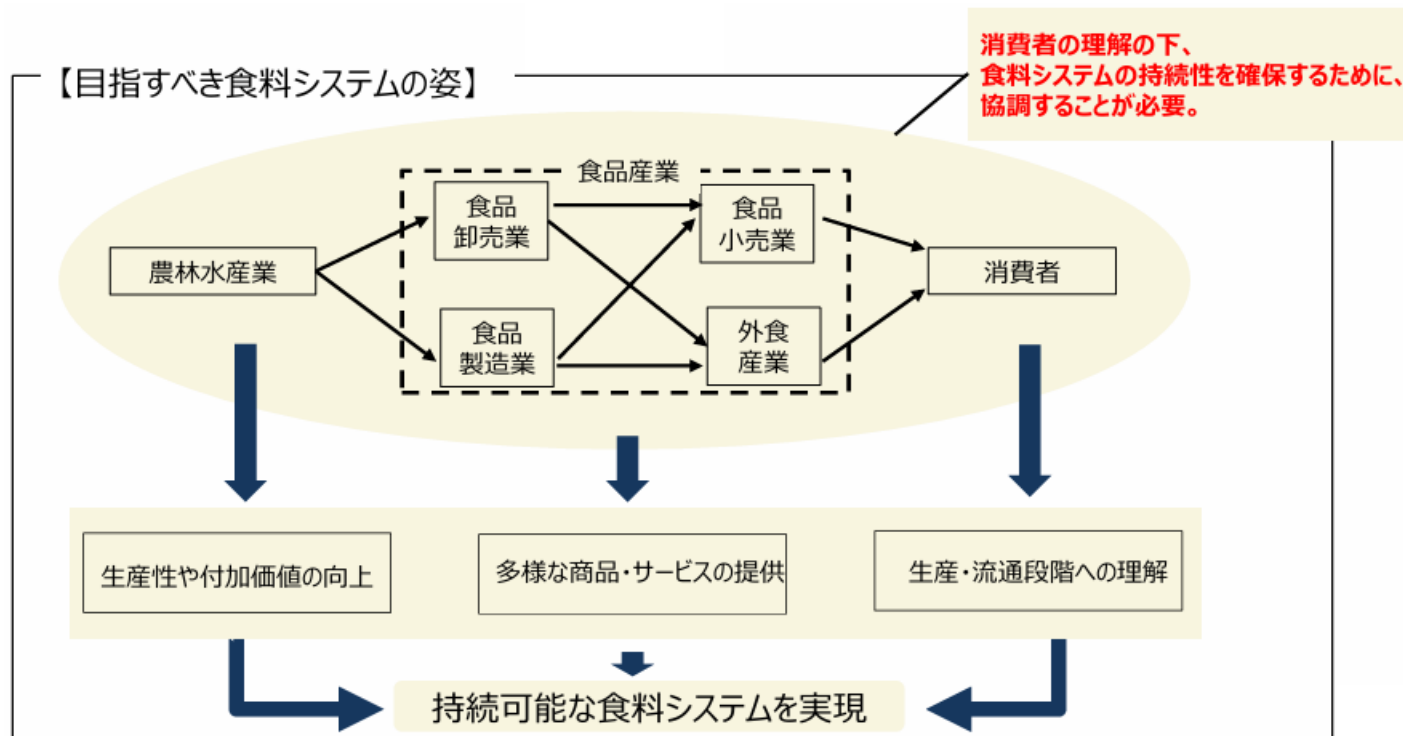
令和7年度～令和11年度 ※国の農業構造転換集中対策期間内

1 法律の名称

新 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

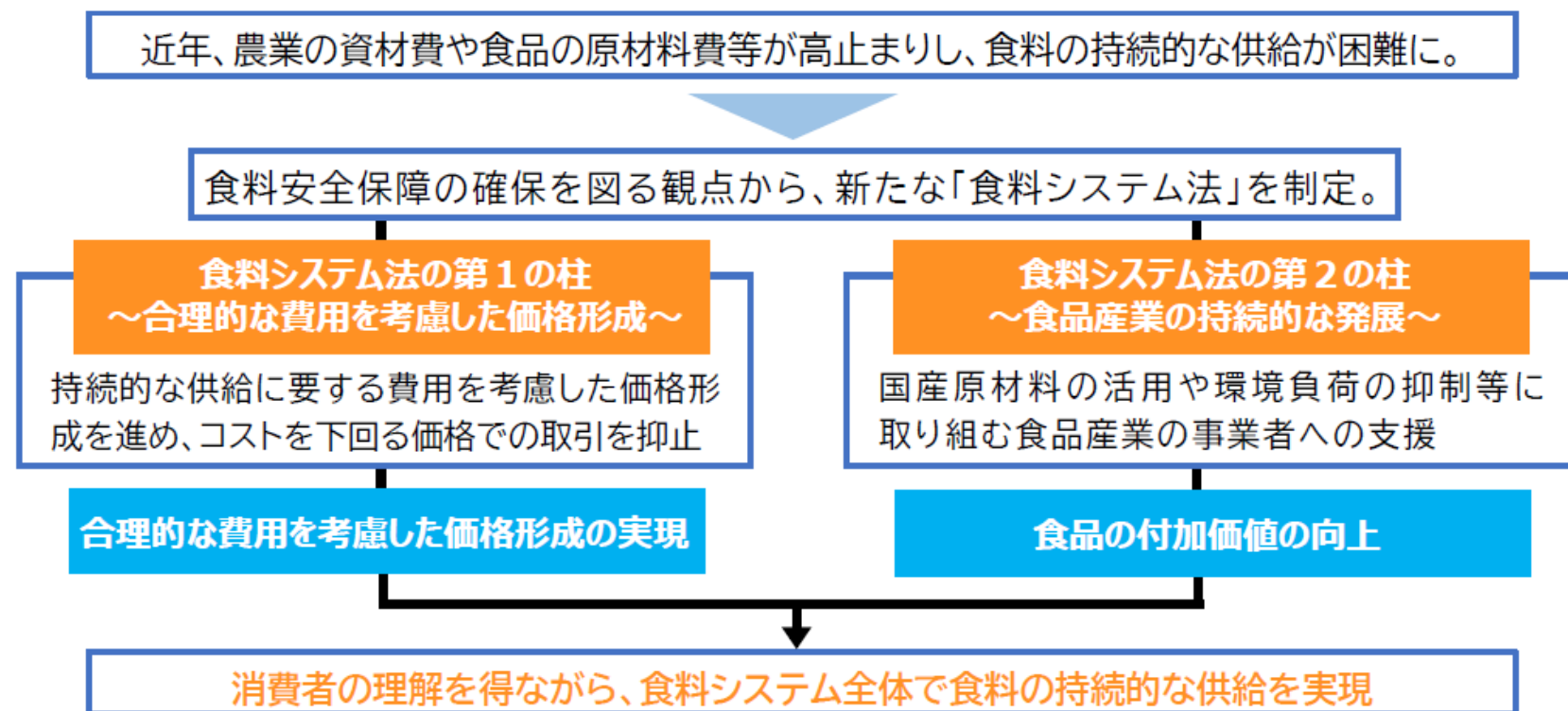
旧 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律

食料システム = 食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体



Ⅱ 食料システム法の概要等について

2 概要



3 食料システム法のポイント

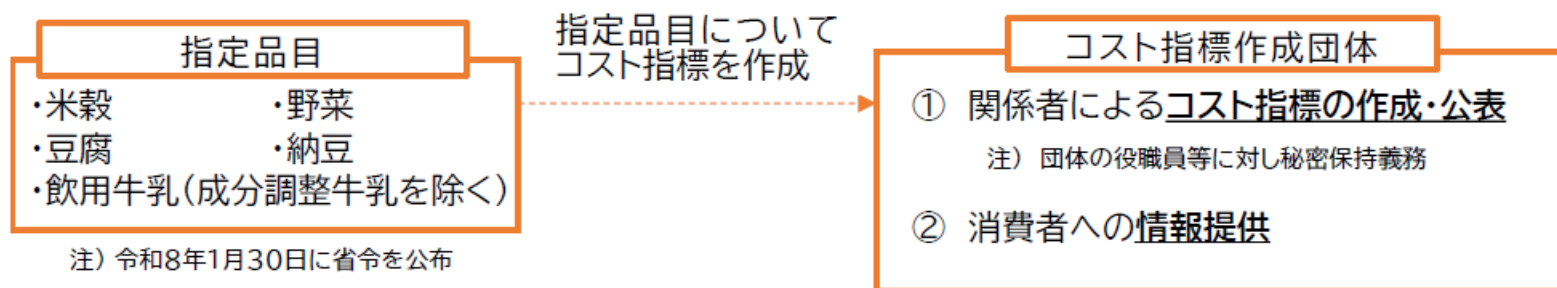
(1) 合理的な費用を考慮した価格形成

① 事業者の努力義務

- 食料全般の取引を対象として、2つの努力義務が課される。
 - ・ 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
 - ・ 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力
- 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が判断基準を定め、これに基づき、大臣による指導・助言等の措置が講じられる。

② コスト指標の作成・活用

- ・ 農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用した制度の運用を行う。



(2) 食品産業の持続的な発展

○ 新たな計画認定制度

- 食品産業の事業者が、以下の4つのいずれかの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、金融支援、税制特例等の支援を受けることが可能。

生産者との安定的な 取引関係の確立

- 新たな産地との契約や原材料の国産切替に向けた設備の導入
- 契約先農家からの調達量拡大に向けた設備の導入 など

環境負荷の低減

- 食品製造過程での温室効果ガスや食品ロス削減に向けた設備の導入
- 脱プラスチックを図るための設備の導入 など



流通の合理化

- 品質管理を高度化（低温管理等）する設備の導入
- 流通効率のため物流拠点を整備 など

消費者に選ばれるための 情報提供

- 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信
- 食品のコスト構造の見える化 など

Ⅱ 食料システム法の概要等について

4 本県における取組

- ・ 国の食料システム法改正の動きを踏まえ、今年度から「みやざき農産物フェアプライス理解促進事業」を実施。
- ・ 学生が農業を体験し、生産者の工夫や農業の魅力をSNS等で紹介するとともに、シンポジウムの開催等により、合理的な価格に対する消費者の理解醸成を図る。

①学生と連携した産地の取組発信「プロジェクト」の実施

○ 学生が中立的な視点で産地のリアルを伝える



◎現地体験

- ・ 学生が栽培から収穫までの工程を体験
- ・ 生産者に高騰する生産コストや気候変動に対応する工夫や努力を直接ヒアリング

◎デジタル発信

- ・ 記事や動画を制作し、産地の魅力や生産者の努力を紹介。
- ※「高騰する生産コスト」「気候変動への対応」などテーマ別コンテンツを作成。
- ・ InstagramやTikTokなど若者向けSNSで発信

②生産者と消費者をつなぐ「シンポジウム」の開催

○ つながる食卓と畑～持続可能な農業と私たちの暮らし



◎産地からのメッセージ

- ・ 生産者から持続可能な農業のあるべき姿を発表

◎学生が見た産地のリアルを発表

- ・ 学生が取材で感じたことを発表
- ・ SNS発信事例や制作したコンテンツの紹介

◎消費者とのディスカッション

- ・ 「産地の魅力をもっと伝えるには（仮）」をテーマに、情報発信の工夫や消費者が共感する情報が何かを考える